

教育基本法案・衆院本会議審議

第1 概要

日時	2006年（平成18年）5月16日（火）pm1:03～3:12 ……冒頭に証券取引委員会設置法案、証券取引法等改正案等の討論・採択があり、基本法案審議に入ったのは1:15ころ。
趣旨説明	小坂憲次文部科学大臣
代表質問	下村博文（自民）、鳩山由紀夫（民主）、太田昭宏（公明）、石井郁子（共産）、保坂展人（社民） ……いずれも教育基本法・特別委員会委員
答弁者	小泉純一郎総理大臣、小坂憲次文部科学大臣、安部晋三内閣官房長官、猪口邦子少子化・男女共同参画担当大臣

第2 構成・特徴・論点

—— 趣旨説明と代表質問・答弁の構造・特徴的な部分を抽出したもの。各論的論点は気がついたもののみ。……以下は私的コメント。教育が専門ではないので、教育制度そのものにかかわる論点はとりあげていない。

1 趣旨説明

改正理由

- a 科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化等の状況変化とさまざまな課題
- b 豊かな人生の実現、国の発展、国際社会の平和と発展への寄与のため全面改正
- c 目的・理念を定め、国と自治体の責務を明記するなど教育の基本の確立を図る

内容概要

- ① 前文＝法制定の趣旨
- ② 目的・目標＝「個人の価値」「公共」「国を愛する・・・」など「現在及び将来を展望して重要と考えられるもの」
- ③ 実施の基本＝大学・私立・家庭教育・地域教育・幼児教育と相互の連携
- ④ 役割分担と教育振興基本計画の規定

……改正のコンセプトとスキームを端的に説明したもの。

グローバリゼーションのものと社会変動と構造的な問題の発生のもとで、国際化に対応する教育に向けた新教育基本法の制定。「愛国心」や「公共」等の目標（徳目）に全教育システムを動員し、そのための機関相互の役割分担と行動計画の確立を掲げる。見ようによってはまことに「正直」な表明。

他方、教育を子どもの側から捉えようとする視座はまったくなく、子どもの権利、

個人の尊重といった理念は射程外におかれている。この点でも実に正直。

2 下村代表質問

a 総論

自民党結党以来の悲願

問題認識 いじめ、校内暴力等の教育現場の問題やニート等の職業意識の低下に戦後教育のあり方が影響。規律・協調・道徳・公共の軽視は時代に適合せず。

b 各論（目についたもののみ。以下、同）

- ① 「国と郷土を愛する」でどう変わる。
- ② 義務教育と教員
- ③ 大学・家庭教育・幼児教育規定の意味
- ④ 宗教に関する一般的な教養のみが規定
- ⑤ 残された「不当な支配」の意味

【小泉】道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与等を重視

【小坂】

- ① 「・・・を愛する」と「発展に寄与」を一体として「態度を養う」と規定。
「態度を養う」と「心、心情を培う」は一体。
- ② 義務教育年限は延長の可能性も視野に学教法で。教員問題には養成・研修
- ③ それぞれの特徴と規定の説明
- ④ 宗教としては一般教養まで、神秘や畏敬の念などの情操は道徳で
- ⑤ 「一部の勢力に不当に介入されることを排除」。

法の執行は不当な支配ではなく国は教育内容についての決定権能を有する。

「法律の定めるところにより行なわれる教育が、不当な支配に服するものでないことを明確にした」

……総論は自民党の問題認識をより赤裸々に表現。「教育の偏向」→社会問題の温床→規律と公共の注入で問題の解決・・・この根本との論争が基本の問題

各論。①（愛国心）、④（宗教的情操）、⑤（不当な支配）は「確定答弁」のはず。

③（追加規定）で総合的な方向を押し出すかと思ったが各論説明にとどまった。

踏み込みを要するだろう。②は制度論

「自公で長期間検討」というだけあって与党質問ながらそれなりに深掘りした質疑。質問者にもよるだろうが「長広舌をぶって質問はマトはずれ」とはならないと思ったほうがいい。

3 鳩山代表質問

a 手順論

根幹に関わる法案を最終盤に。密室協議はもつてのほか

特別委員会設置は常任委員会否定、本来なら調査会を設置すべき
民主党も「日本国教育基本法案」を提出。こっちもしっかりと議論を。

- b 憲法論 憲法を変えてから基本法。自民党改憲案に教育なし。
- c 内容論
 - ① 「学ぶ権利」の明記なし。スタート格差解消にも権利明記が必要。
政府案は押しつけ項目の羅列。
 - ② 国を愛する心 民主案は前文で「涵養」＝水がしみ込むように……
政府案の「国を愛する態度」とは具体的にはどういう態度か。
 - ③ 宗教的情操教育の規定は必要だ。
 - ④ 無償化方向の押し出し（高等教育、幼児教育）、職業教育の振興

【小泉】

- a 対案歓迎
- b 憲法改正をまたずとも基本法改正は可能。
- c ① 教育を受ける権利は憲法。
 - ② 「我が国を愛し、その発展を願い、それに寄与しようとする態度」
このような態度は心と一体。
 - ③ 宗教的情操は内容が多義的で基本法案には規定せず。道德教育は重要。
 - ④ 大学の規定は重要性から、高等教育、幼児教育の振興は責務。無償化は財源も。

【安倍】小泉③と同旨。「安倍はいつ改説」との質問に。

【小坂】小泉④と同旨。

……質問の力点は、手順論批判と民主案の押し出しがらみ。手順批判は「そのとおり」
だが言いつばなしの批判以上の意味は持たず。「改憲を先行すべき」は改憲論者な
らではの論で、これも言いつばなし。

内容論の①～④はいずれも民主案の「ウリ」部分。「学ぶ権利」論や「無償化」論
には異論はないが、「愛する心」論と「宗教的情操」論は問題。内容の危険性もさ
ることながら、自公分断戦略の色彩が濃厚。一方で「永田町密室」の自公手順論
を叩きながら、他方で「与党分断」の「永田町戦略」を仕かけることになり、こ
のまま続くと論戦が本質から遊離していくことになる。

内容の深彫りはこれからというところか（民主案の急ごしらえ性の反映だろう）。

4 太田代表質問

- a 時代認識
 - 21世紀はアイデンティティの時代。人間教育が重要。「個人の尊厳」「人格の完
成」を生涯学習を通じて。必要なのは人間教育の復興。
人と人とのつながり、自然とのつながり、社会とのつながりの希薄化。その克服。

b 総論

- ① なぜ改正するか
- ② 教育の現状認識。問題の噴出。社会も教育現場も激変。総合的解決がいる。
- ③ 社会総体の教育力の低下。教育力の向上。

c 各論

義務教育、職業教育・・・。

【小泉】

- a アイデンティティ、人間教育は重要。
- b ②総合的解決は必要。同時に基本法改正で教育の基本理念の明確化と国民全体による教育改革が必要……よって改正（b ①）

【小坂】

b ①②（時代の変化）

「普遍的な理念は大切にしながら今日重要と思われる理念を明確に」

b ③（社会全体の教育力）

「家庭、学校、地域社会の三者がそれぞれの責任を自覚し、連携協力」

c 各論……制度論

……3分の2が時代認識で司馬遷からオーウェルまで登場する人名が11人というのは代表質問としては異色（おそらく）。人間教育の復興や社会問題への総合的解決が必要とする見地からは、基本法改正の必要性は導きだされない。「おおせのとおりだが、それだけではなく基本理念を明確にして・・・」（小泉b ②）とつないでやっと改正につながる。これを引出すための「できレース質問」なのか、自民突出、民主対案のもとで「公明のアイデンティティ」を押し出すための論立てなのか、よくわからない。今後も公明質問には注目を要する。

他のだれも触れていない「社会の教育力の低下」から「地域連携での対応」（13条）の筋を引出している点は要警戒。政治・経済の責任を隠蔽したままで関係機関と住民の「協働」に持ち込む論法で、安全・安心戦略と瓜二つ。

5 石井代表質問

a 立法事実

なぜ変えなければならないのか。現行法のどこが問題。
競争と管理の教育政策、教育行政こそが問題では。

b 目標・強制と思想・良心の自由

目標への評価は思想・良心の自由の侵害、強制にわたれば侵害

c 教育行政

「教育諸条件の整備確立」から無制限の教育統制へ。

【小泉】

- a 道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与等の重視の必要。問題は「倫理観」や「社会的使命」にかかわる。教育理念の明確化がいる。
- b 国を愛する態度等は、児童生徒の内心にかかわって評価することはしない。児童生徒の内心に立ち入って強制しようとする趣旨ではない。
- c 政府が教育内容すべてを握るという意図はない。必要かつ相当と認められる範囲において教育の内容を決定する権能を有する。

【小坂】

- b 小泉と同旨。
……本質論点に集中。「道徳心や・・・の寄与の重視がいるから変えよう」（a）は確定答弁だが、「現行法ではなぜ道徳心・・・寄与が教えられないか」が改正の立法事実。この点の明確な政府答弁はないはず。答弁が右に触れれば国家主義教育となり、リベラルにとどまれば「改正の必要なし」となる急所。「道徳心や・・・の寄与の重視」が正しいかの論点もちろんあるが。
評価・強制と思想・良心の自由（b）も本質論点。「内心にかかわって」「内心に立ち入って」との形容句がついた答弁は、「内心を捻じ曲げはしないが態度では示させる」と言っていると理解するしかない。「我が国を愛し、その発展を願い、それに寄与しようとする態度」（鳩山質問への答弁）を、「内心はともかく外形では示し続けろ」とされて、それで思想・良心の自由が保障されていると言えるかの問題。思想・良心の自由をめぐる本質論点であるとともに、具体的モデル・設例で追うべき問題。
「不当な支配」（c）は、下村質問への答弁（⑤）が確定答弁だろう。行政がどこまでできて、どこが限界かがひとつの論点。「一部勢力の・・・」の具体像はなにかがもうひとつの論点ではある。

6 保坂代表質問

- a 理念・手続
子どもの権利条約への言及がない。植民地支配と反省の村山談話は変わらないか。与党間協議の経過の説明の責任
- b 愛国心・平和
 - ① 教師や子どもへの評価を生む。
 - ② 「統治機構を愛する」と書くと何が問題か。
- c 制度論 男女共学削除、親の教育責任、教員

【小泉】

- a 法案は条約の精神と合致。村山談話の認識は変わらず。

- b① 児童の内心にかかわって評価することはしない。児童の内心に立ち入って強制はしない。教員は職務上の責務として指導を行なっているので思想・良心の自由の侵害にはならない。
- b② 「歴史的、文化的共同体としての国」であって、そのときどきの政府や内閣ではない。
- d 制度論 家庭教育支援で家庭への国家の介入ではない 等々

【小坂】

- b① 小泉と同旨
- c 教員の法的位置づけは変わらず。「全体の奉仕者」削除は私立学校も対象だから。

【猪口】

国が子育てを管理監督するとの指摘はあたらない。

……子どもの権利条約や学習権からの追及は特別委への持ち越しだろう。「同じ理念であるならなぜ記述しなかった」等の問題を残すから。初登場の教員の思想・良心の自由の問題は、「職務上の責務として指導を行なっているので思想・良心の自由の侵害にはならない」で、都教委の日の丸・君が代強制と同じ論理。とするなら、都教委と同じことが全国で起こることになる。具体的モデルでの追いが必要な論点だろう。

【全般的な私的コメント】

2時間弱の趣旨説明と代表質問だが、法改正のコンセプトと基本的な論点はほぼ尽くされていると思われる。この分野での各党の代表格を立てての質問がかなり特徴的なのも興味深い。注目すべきはやはり民主党と公明党だろう。

教育という特殊性をもった分野のはずだが、軍事や治安という他の分野の論戦解析とあまり変わらない感覚で読めるのも意外と言えば意外。グローバリゼーションのなかでの社会の激変と構造的な矛盾を出発点に、その矛盾の責任を隠蔽したまま「現在の課題」らしきものを抽出し、「行政と地域・学校と家庭の協力で」と押し出すあたりは、「生活安全条例」などの治安分野の押し出しと変わらない。教育法論議そのものが国家改造戦略の一環として存在しているからだろうが、ここまであけすけにやられると教育不在での進行を懸念せざる得ない。「教育の目」での厳密な批判検討が求められるだろう。

2006. 5. 17

文責 弁護士 田中 隆